

北陸地方整備局

記者発表資料

発 表 日 時

令和 6 年 7 月 9 日

宇出津港で応急復旧していた係留施設を活用し 災害廃棄物の海上輸送が開始

石川県の要請を受けて港湾法第 55 条の 3 の 3 の規定に基づく管理代行の一環として北陸地方整備局が実施した応急復旧工事により利用可能となっている宇出津港 13 号物揚場を活用し、石川県により、姫川港（新潟県）への海上輸送による災害廃棄物の搬出が開始されます。

今回の海上輸送による災害廃棄物の搬出は、能登半島地域の本格的な復旧・復興の加速を後押しするとともに、受入側の姫川港でもセメント製造の燃原料として活用するなどリサイクルポートの推進にも大きく貢献します。

北陸地方整備局では、引き続き能登半島地域の復旧・復興の一助となるよう港湾の復旧を進めて参ります。

1. 応急復旧の概要

- 宇出津港 13 号物揚場において、液状化等による背後用地の地盤沈下等を補修し、荷役が可能な状態に復旧（令和 6 年 2 月 22 日から 3 月 4 日）。
- （別紙 1 参照）

2. 災害廃棄物の搬出概要

- 石川県プレスリリース（別紙 2）を参照ください

同時発表記者クラブ

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
専門紙

（問い合わせ先）

国土交通省
北陸地方整備局 港湾空港部
港湾空港企画官 倉富
TEL：025-280-8760



宇出津港



13号物揚場 被災状況



応急復旧工事(コンクリート版撤去)



応急復旧工事(砕石敷均し・転圧)



応急復旧完了(3月4日)

令和 6 年 7 月 8 日 (月)
生活環境部資源循環推進課
担当者 川畑 俊之
内線 4240
外線 076-225-1470

令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の海上輸送について

下記のとおり標記海上輸送を初めて実施します。なお、今後も、適宜、海上輸送を実施する予定です。

記

○ 能登町における宇出津港からの海上輸送

(1) 日 時 :

- ・ 積込作業 : 令和 6 年 7 月 10 日 (水) 午前 8 時から午後 6 時まで
- ・ 出 航 : 令和 6 年 7 月 11 日 (木) 午前 3 時
- ※ 気象状況によって変更する場合があります。

(2) 輸送する災害廃棄物 :

- ・ 種類 : 木くず (能登町の公費解体で発生した解体ごみ)
- ・ 容量 : 2,000 m³

(3) 輸送先 : 姫川港 (新潟県糸魚川市)

(4) 処理先 : 糸魚川市内の中間処理施設 (カネヨ運輸株式会社) において破碎後、同市内のセメント製造施設 (デンカ株式会社) の燃原料として使用

(5) 報道機関の皆様による取材について

- ・ 希望される報道機関の皆様からの取材を、7 月 10 日 (水) 午前 10 時 30 分から 11 時 30 分までお受けいたします。
- ・ 業務の都合上、これ以外の個別の日程での取材はお受けできません。
- ・ 取材希望の報道機関におかれましては、7 月 9 日 (火) 16 時までにその旨を下記連絡先までご連絡ください。
- ・ ご連絡いただいた方には、荒天などによる中止・延期があった場合、個別にお知らせいたします。

<取材申込連絡先> 資源循環推進課 076-225-1474 (内線 : 4258)

(参考) 珠洲市における飯田港からの海上輸送

(1) 日 時 : 令和 6 年 7 月下旬予定

(2) 輸送する災害廃棄物 : 破碎した木くず

(3) 輸送先 : 姫川港 (新潟県糸魚川市)

(4) 処理先 : 糸魚川市内のセメント製造施設の燃原料として使用

